

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、九三〇円」を「四、九四〇円」に、「五、一五〇円」を「五、一二〇円」に、「四、九四〇円」を「四、九〇〇円」に、「二、六七〇円」を「二、六三〇円」に改める。